大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関及び

大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関選定要綱

（趣旨）

第１条　本府における外国人患者の受入れに向けた医療提供体制を整備するため、平成31年３月26日付け医政総発0326第３号観参第800号通知（以下「国通知」という。）に記載の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を、大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関及び大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関（以下「府拠点医療機関等」という。）として選定するにあたり、必要な事項を定める。

（実施主体）

第２条　府拠点医療機関等の選定は、大阪府知事（以下「知事」という。）がこれを行う。

（府拠点医療機関等の種別）

第３条　選定する府拠点医療機関等の種別は以下のとおりとする。

(1)　大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関

入院を要する外国人の救急患者の対応が可能な医療機関

(2)　大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関

外国人患者の受入れが可能な医療機関

（申請手続き）

第４条　府拠点医療機関等に選定されることを希望する医療機関は、知事に対し、「大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関選定申請書」（様式１）及び次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を添えて郵送又は電子メールにより提出しなければならない。

(1)　選定要件確認シート

(2)　医療機関における受入体制に関する調査票

(3)　大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関報告様式

２　前項の申請書類は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課において受付をおこなう。

（選定及び選定要件）

第５条　知事は、申請があった医療機関のうち以下の要件を満たすものについて、地域の実情及び外国人患者の受入れ体制の整備状況等を総合的に考慮し、府拠点医療機関等を選定する。

(1)　大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関の選定要件

大阪府内に所在地を有し、以下の要件のいずれも満たす医療機関であること。

ア　大阪府「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」における三次告示医療機関、及び二次告示医療機関のうち重症初期対応医療機関・重症小児対応医療機関・特定機能対応医療機関であること。

イ　一般財団法人日本医療教育財団が実施する外国人患者受入れ医療機関認証制度（以下、「JMIP認証制度」という。）を取得していること。

(2)　大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関の選定要件

大阪府内に所在地を有し、以下の要件のいずれも満たす医療機関であること。

ア　多言語対応が可能であること。なお、言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとし、医療通訳者、電話通訳、デバイス等形式は問わないものとする。

イ　以下のいずれかを満たしていること。

(ｱ)　申請する前年度の外国人患者の新規入院患者数及び外来初診患者数の実績合計が100名以上の医療機関

(ｲ)　JMIP認証制度を取得している医療機関

(ｳ)　厚生労働省「外国人患者受入環境整備推進事業」に参加する医療機関

２　知事は、前項で定める府拠点医療機関等の選定要件（以下、「選定要件」という。）を改正した場合、既に選定されている府拠点医療機関等に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかについて、審査しなければならない。

３ 知事は、前項で定める審査の結果、選定基準を満たさなくなった府拠点医療機関等に対し、第10条第４項に定める選定の解除の手続きを行わなければならない。

（審査）

第６条 知事は、申請書類の審査を行い、選定要件を満たしていることを確認した場合は、速やかに当該医療機関を大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関又は大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関として選定しなければならない。

２　知事は、申請書類に不備や不足等があった場合、当該医療機関に対して補正を求めることができる。

３　知事は、第１項の審査において、必要がある場合は追加書類の提出を求めることができる。

（選定の通知）

第７条 知事は、府拠点医療機関等を選定した場合は、速やかに選定通知書（様式２）により当該医療機関へ通知しなければならない。

（公表）

第８条 知事は、選定した府拠点医療機関等を、大阪府のウェブサイトにおいて公表するものとする。

２　知事は、選定した府拠点医療機関等を厚生労働省に報告し、厚生労働省及び観光庁（日本政府観光局（JNTO））のウェブサイトにおいて公表されるよう手続きを行うものとする。

３　選定された府拠点医療機関等が申請書類に記載した情報は、公知情報又はそれに準ずる情報として、第１項及び第2項で規定する以外のウェブサイトやスマートフォンのアプリ等において公表する場合がある。

（選定要件の確認）

第９条 知事は、選定した府拠点医療機関等が選定要件を充足しているか、適時、確認を行うものとする。

（選定の解除及び辞退）

第１０条 選定要件を満たさなくなった府拠点医療機関等は、速やかに辞退届（様式３）を知事に提出しなければならない。

２　府拠点医療機関等が外国人患者の受入れ拠点としての役割を果たすことが困難な状況となった場合は、その理由とともに辞退届を提出することができる。

３　知事は、辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式４）を交付しなければならない。

４　前条に基づく確認により、選定要件を満たしていないことが判明した場合、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書に記載のうえ当該府拠点医療機関等に交付するものとする。

（附則）

この要綱は平成３１年４月２６日より施行する。

（附則）

１　この要綱は令和３年１１月１８日から施行する。

２　第５条第１項第２号で定める「大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関の選定要件」のうち、イ(ｱ)の「外国人患者の新規入院患者数及び外来初診患者数の実績」の対象年度については、施行日から令和6年3月31日までの間は、「申請する前年度」を「平成30年度」と読み替えるものとする。